

2021年3月

お取引先 各位

旭川市4条通5丁目左10号
株式会社 盛永組

「でんさいネットでのお支払いについて」

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社は2014年1月より、これまでの約束手形での決済に代わり原則として「電子記録債権」での決済を行っております。導入より8年目を迎え、両社にとって紛失リスク・事務負担・管理コストの軽減ができるこちらの形式で日々多くのお客様と取引を行っております。

それに伴いまして弊社では今後支払手形の廃止を検討しており、今回の趣旨をご理解の上、新規お取引先様におかれましても電子記録債権での決済を利用頂きます様お願い申し上げます。

敬具

記

1. 手形決済に代わる支払方法

『電子記録債権』・・・詳細は別紙案内をご覧ください

(株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下、「でんさいネット」)を活用した決済手段)

2. ご依頼事項

- 各お取引金融機関にご相談の上、「でんさいネット」に利用申込を行ってください。
(利用契約をするには金融機関所定の手続きがあります。手続きには1月程かかります)
※既にでんさいネットを利用されている場合は新たに申込みをする必要はありません。
- 利用契約締結後、別紙『でんさいネット決済情報連絡書』に貴社の情報をご記入の上、
EメールまたはFAXにて弊社経理部宛にご送付下さい。
- 金融機関より弊社の情報を尋ねられた場合は以下の通りお答え願います。

株式会社盛永組の利用番号 00004AAR1

弊社入会金融機関

旭川信用金庫 本店

北海道銀行 旭川支店

北陸銀行 旭川支店

以上

<本件に関する送付・お問い合わせ先>

株式会社 盛永組

(担当:水野) TEL: 0166-22-0151

FAX: 0166-22-0170

E-mail: keiri@morinagagumi.co.jp

でんさいネットを利用した電子記録債権決済のご説明

1. 「でんさいネット」を利用したお取引の概要

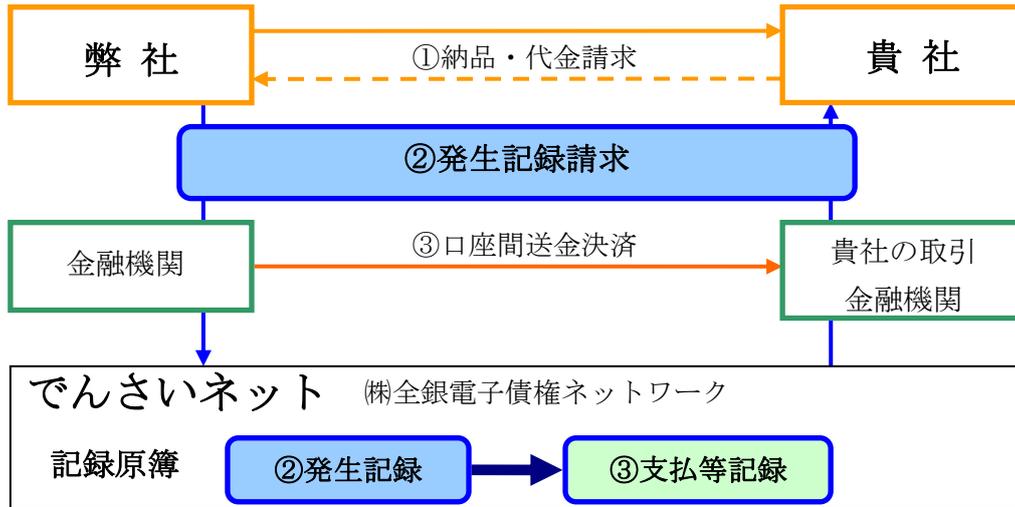
全国銀行協会が設立した電子債権記録機関である(株)全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」）を利用した決済サービスです。

「でんさいネット」については、ホームページ『<http://www.densai.net/>』をご確認下さい。

2. でんさいネットをご利用になるには

貴社のお取引金融機関を通じて、「でんさいネット」のご利用手続きを行っていただく必要があります。（※ご利用の手続きについては、金融機関所定の審査があります。）

3. 電子記録債権決済の流れ



① 納品・代金請求

納品・代金請求の手続きは、これまでと変更ありません。

② 発生記録請求（手形の振出に相当します。）

弊社が、電子記録債権を発生させます。発生させた電子記録債権は、貴社のお取引金融機関を経由して、貴社に通知されます。

③ 口座間送金決済（手形の決済に相当します。）

電子記録債権の支払期日になると、弊社の決済口座から、貴社の決済口座へ代金が送金されます。

4. 電子記録債権の活用

(1) 譲渡記録請求（手形の裏書に相当します。）

貴社が受け取った電子記録債権を、支払のために譲渡することができます。

支払に必要な金額を分割して譲渡することも可能です。（手形にはない機能です。）

(2) 電子記録債権の割引

貴社が受け取った電子記録債権で、割引を申し込むことができます。

(3) 電子記録債権の担保

貴社が受け取った電子記録債権で、担保貸付を申し込むことができます。

サービスのご利用には金融機関所定の審査があります。

また、でんさいの割引・担保等のサービス内容は、金融機関によって異なります。サービス内容については、お取引金融機関にご確認願います。